

海外渡航・留学再開についてのガイドライン

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全世界の国・地域に対し、外務省による危険情報・感染症危険情報レベル3またはレベル2が発出されていることから、新規の海外渡航・留学を中止しています。

今後、状況が改善し、各国において外務省による危険情報・感染症危険情報がレベル1以下に緩和される場合、下記のガイドラインに基づき、順次、海外渡航・留学の再開を検討する予定です。

【海外渡航・留学再開のガイドライン】

- ※ 学会・国際会議出席のための海外渡航においては以下1~7、その他の海外渡航・留学においては以下1~9の条件が確認できていること。
- ※ なお、渡航までの間に状況の変動が生じた場合、大学が渡航の中止、中断を指示する可能性がある。この場合に生じたキャンセル料等については、原則、学生本人の自己負担となるため、その事を了承の上、渡航準備を進めること。
- 1. 渡航先国及び経由国について、外務省の危険情報・感染症危険情報がいずれもレベル1以下であること。
- 2. 必要な査証の取得が可能であること。(通常、日本からの短期滞在者に対し査証免除が適用される国においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、査証免除の停止措置が取られている場合があるため、査証の可否を必ず確認すること。)
- 3. 渡航先国及び経由国において入国制限がなく、安全に入国が行える確認が取れていること。(日本からの渡航、経由国からの渡航の両方に関する入国制限を確認)
- 4. 渡航先での行動制限*1 (移動制限や長期の自主隔離等)がなく、予定する活動(学会、授業履修、研究活動、研修、インターンシップ他)が行える確認が取れていること。
- 5. 渡航先で滞在する安全な宿舎の確保ができていること。
- 6. 渡航先で健康上の問題が発生した場合に受診できる医療機関が周囲にあることを確認できていること。また、必要な保険に加入していること。
- 7. 渡航について、事前に誓約書において保証人となる保護者・家族・親族等からの承諾が得られていること。

【以下は、学会・国際会議出席のための海外渡航は対象外】

- 8. 受入機関において、履修を予定する授業の開講、研究室での研究活動が通常どおり行われており、目的とする活動の実施ができる受入環境が確認できていること。
- 9. 渡航先で再び外務省の危険情報・感染症危険情報がレベル2以上の状態になるなど、現地で状況が悪化した場合に受入機関や指導教員の支援を受けられることが確認できていること。

*1：各国の行動制限の状況については、下記外務省サイトおよび各国大使館サイト等を参照

【外務省サイト】https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- ◆ 学生が渡航する場合、指導教員(指導教員のいない学部生においては学科長)は、渡航の2週間前までに上記の条件を満たしていることを確認し、「海外渡航・留学にあたっての確認書」を「海外渡航誓約書」とともに各部局の教務係に提出すること。
- ◆ 本ガイドラインは、外務省による感染症危険情報レベル1が発出されている間について適用する。(新型コロナウイルスによる感染症危険情報レベル2及び3が発出している間は新規の海外渡航・留学は中止とする。感染症危険情報レベルが緩和され、危険情報の発出のない国・地域が出てきた場合には、本ガイドラインの適用対象の見直しを検討する。)